

議案第16号

大田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
大田原市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第7条（略） 2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整） 第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。</u>）が職務</p>	<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第7条（略） 2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。</u>）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整） 第8条 育児休業をした職員（<u>会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の1</p>

に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、規則の定めるところにより、号給を調整することができる。

(育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例)

第17条 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第14条 第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）を乗じて得た額とする。
(略)		

00以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、規則の定めるところにより、号給を調整することができる。

(育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例)

第17条 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第14条 第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）を乗じて得た額とする。
(略)		

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。